

教育委員会制度の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 27 年 4 月より施行され、教育委員会制度が改正されることについて報告します。

1 趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

2 概要

(1) 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
- 教育長の任期は、3 年とする（教育委員は 4 年のまま）。
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。

(2) 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱を策定する。
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。

(3) 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第 50 条（是正の指示）を見直す。

(4) その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。
- 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

3 施行日 平成 27 年 4 月 1 日